

平成24年度 第5回  
青梅市教育委員会定例会会議録

日 時 平成24年7月5日（木）午後1時30分  
場 所 青梅市役所3階教育委員会会議室

## 第5回青梅市教育委員会（定例会）議事日程

会 期 平成24年7月5日（木） 1日間

場 所 青梅市役所3階教育委員会会議室

- 1 委員長開会および開議宣言
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 報告事項
  - (1) 委員長報告
  - (2) 教育長報告
- 4 協議事項
- 5 議案審議

議案第6号 青梅市立学校給食センター運営審議会委員の委嘱について

議案第7号 青梅市放課後子ども教室推進事業運営委員の委嘱について

議案第8号 青梅市民会館運営審議会委員の委嘱について

議案第9号 青梅市図書館運営協議会委員の委嘱について
- 6 委員長閉議および閉会宣言

---

教育長報告（再掲）

- 1 議会報告
- 2 青梅市立学校施設非構造部材耐震化の点検結果について（施設課）
- 3 青梅市学校給食会役員の改選について（学校給食センター）
- 4 学校給食用食材の放射性物質検査について（学校給食センター）
- 5 諸報告
  - (1) 委員会等会議録
    - ア 青梅市立学校給食センター運営審議会会議録（学校給食センター）
    - イ 青梅市社会教育委員会会議録（社会教育課）
    - ウ 青梅市文化財保護審議会会議録（文化課）
  - (2) 事業等の実施結果について
    - ア 平成24年度学校基本調査結果について（総務課）

---

協議事項（再掲）

- 1 青梅市特別支援学級就学奨励費給与要綱の一部改正について（総務課）

出席委員	教育委員会委員長	小野具彦
	教育委員会委員	北島朋子
	教育委員会委員	岡本昌己
	教育委員会委員	中村洋介
	教育委員会委員	畑中茂雄

出席説明員	教育長（再掲）	畑中茂雄
	教育部長	柳内秀樹
	総務課長	宇津木博宣
	施設課長	村木晃
	指導室長	野村友彦
	教育指導担当主幹	中嶋建一郎
	給食センター所長	朱通智
	社会教育課長	武藤裕代
	文化課長	石川裕之
	美術担当主幹	石田治郎
	中央図書館管理課長	星野和弘

書記	総務課庶務係長	永沢雅文
	総務課庶務係	松井慎治

午後1時30分開会

### 日程第1 委員長開会および開議宣言

【委員長】 本日の定例会には、委員5名が出席しておりますので本会議は成立いたしました。これより、平成24年度第5回青梅市教育委員会定例会を開会いたします。本日の会議を開きます。

---

### 日程第2 会議録署名委員の指名

【委員長】 本日の会議録の署名委員には、〇〇委員を指名いたします。

【委員】 はい、わかりました。

【委員長】 次に、4月19日開催の第1回定例会の会議録につきましては、前回の定例会でお配りし、ご覧いただいておりますので、よろしければこの場でご承認をいただきたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 ご異議がないようでございますので、第1回定例会の会議録につきましては、ご承認いただいたということにさせていただきます。

次に、第2回定例会および第3回定例会の会議録が机上に配付されております。次回までにご覧いただきまして、次回の定例会でご承認をいただきたいと思います。

---

### 日程第3 報告事項

#### (1) 委員長報告

【委員長】 それでは、報告事項から始めます。

まず委員長報告ですが、どなたかございますか。

【委員】 前回の会議で新町の大井戸のごみのお話をさせていただいたところ、文化課長さんに早速ご手配いただきまして、きれいになったというご連絡をいただきました。先週ついでがあったものですから帰りに寄らせていただいたら、とってもきれいになっていましたし、何人かの方が下の方まで歩いて見にいったりとか、公園の中でもご家族連れがたくさんいらして、とっても整ったいい環境になっているように思いました。どうもありがとうございました。

【委員長】 ほかにございますか。よろしいですか。

それでは、私から。本年度最初の学校訪問が行われたわけですがけれども、学校訪問の位置づけとか意義とかは省きますが、受け入れる学校側というのはいろいろご準備をされるわけですがけれども、学校全体の様子を見るのに、まず子供の活動を見たいという思いが私自身の中にあり、委員の方々みんな同じだと思うんですね。そういう意味で、もし機会がありましたら、学校に対して、やはりそういった子供の活動が見やすい状況をつくってほしいということを申し上げていただけたらありがたいなと思います。

また、時期を選ぶのは教育委員会もなかなかきついと思うんですね。2年に1回を入れていく

というのは大変なことだと思うんですが、それをいろいろな状況からコントロールしていただいて、そういう状況が学校側もつくりやすい時期と、そういうふうにしていただけたらありがたいなというふうに思いました。要望です。

以上で、委員長報告は終了いたします。

---

## (2)教育長報告

### 1 議会報告

【委員長】 続きまして、教育長報告に移ります。報告事項1、議会報告、説明をお願いいたします。

【教育部長】 それでは、お手元の報告資料1、平成24年第2回市議会（定例会）報告にもとづきましてご報告申し上げます。

1ページをご覧ください。6月議会の会期は、平成24年6月6日から6月20日までの15日間で、本会議は6月6日、7日、8日および20日の4日間の日程で行われました。議案審議につきましては、市長提出議案が15件、陳情が4件で、可決、不採択等の区分は括弧内に記したとおりでございます。

次に、一般質問につきましては私からご報告申し上げ、市議会常任委員会、全員協議会の内容につきましては、担当課長からご報告させていただきます。

それでは、一般質問につきましてご報告申し上げます。

一般質問は6月6日、7日および8日の3日間行われ、教育委員会関係につきましては7人の議員から質問があり、教育長または市長からそれぞれ答弁いたしました。

初めに、荒井紀善議員から、「暑さ（寒さ）対策に市施設の積極的な活用を」と題して、庁舎・市民会館・市民センターなど青梅市の公共施設の空き室を開放し、市民が日中、自由に利用できるような活用に関する4回4項目の質問がありました。これに対して、1ページ中段からになりますが、市長から、青梅市の公共施設では節電に取り組んでおり、本庁舎2階会議室は会議や説明会などでほとんど空きがなく、一般開放は考えていない。本庁舎の共用スペースであるリフレッシュコーナーや姉妹都市コーナーのほか、喫茶コーナーや食堂は利用いただける。市民センターは施設ごとに状況が異なる中で、一定期間、継続的に開放できる部屋を確保することは困難と考える。空き部屋の利用は、教育委員会施設も含め、当日空いていれば可能であるが、直前までは貸し出し可能であり、来所時に空きのない場合も考えられる。施設・利用状況が異なり、統一的な開放は行えないと考えられる。このほかにも、市内には図書館や美術館があり、ご利用いただける対象者は限られるが、子育て支援施設および高齢者福祉施設も設置されているので、活用いただきたいと考える、など記載のとおり答弁いたしました。

次に、2ページ下段をご覧ください。本多ゆり子議員から、「子どもの居場所について」と、5ページ上段にありますように「今後の学校給食について」と題して、2件の質問がありました。初めに、2ページの下段にお戻りいただきまして、「子どもの居場所について」であります。

放課後子ども教室推進事業を中心に、学校以外の場所での子供の居場所を含め、4回4項目の質問がありました。

まず、3ページ上段、6行目にありますとおり、学校以外の場所での子供の居場所について、政策的に進める考えに関する質問に対しましては、市長から、子育て支援センターや各市民センター等で子育て支援事業を、各小学校区には学童クラブを設置し、保育園等を利用した子育てひろば事業も実施している。次世代育成支援地域行動計画に沿って、子育て支援事業を実施している。この推進に関し必要な事項の検討等を行う青梅市次世代育成支援地域協議会に部会等を設置し、子供の居場所づくりや子育て支援の拠点等の検討を行うよう考えている旨、答弁いたしました。

次に、3ページ中段から5ページ上段までになりますが、教育長から、本年度6校で実施されている放課後子ども教室推進事業の内容、利用状況、問題点や課題等について、記載のとおり答弁いたしました。

続きまして、「今後の学校給食について」と題しての4回11項目にわたる質問であります。第二小学校の自校調理場について、今後の学校給食の検討について、および今年度配置された栄養教諭についての3項目の質問に対しましては、教育長から、5ページ下段から7ページ中段までに記載のとおり答弁いたしました。

次に、山内くみこ議員から、「風の子・太陽の子広場の整備、活用について」と題して、3回5項目の質問がありました。1回目および3回目の質問では、風の子・太陽の子広場の各施設の現状と推移、広場にかかる経費、隣接する青梅の森事業計画の中での広場の整備と活用に関しての質問があり、市長から、7ページ下段から8ページ中段までおよび9ページの中段に記載のとおり答弁をいたしました。なお、2回目の質問では、8ページの中段にありますように、教育委員会に対し、PAプログラムを青梅市の社会教育、学校教育の現場で活用していくことはどうかとの質問があり、教育長から記載のとおり答弁いたしました。

次に、9ページ中段から14ページ上段にかけてご覧ください。山本佳昭議員から、「小学校教育について」と題して、総合的な学習の時間について、および体育科についてに関する2回11項目にわたる質問がありました。総合的な学習の時間につきましては、総合的な学習の時間の幾つかの実施状況ほか2項目、また体育科につきましては体力の低下傾向をどう考えるか、以下3項目について質問があり、教育長から、9ページ下段の2行から12ページの1行目までにありますとおり、それぞれ項目ごとに記載のとおり答弁いたしました。

これらの教育長答弁を受けまして、2回目では、2行目からにありますように、総合的な学習の時間では、趣旨、理念および道徳教育との関連について、また体育科では着衣泳、生涯にわたって運動に親しむという観点からの指導内容の充実、保健領域の内容とねらいについて、それぞれ質問があり、教育長から、12ページ中段から14ページの上段までに記載のとおり答弁いたしました。

次に、14ページ上段から15ページにかけてご覧ください。ひだ紀子議員から、「給食食材

の放射能検査について」と題して、東京都教育委員会が実施する給食用食材検査では満足な検査体制とはいえないので、市として、子供たちの内部被曝を防ぐための検査体制を持つことの検討や、内部被曝の影響に対する考えなど3回3項目の質問がありました。これに対して、教育長から、教育委員会としては独自検査を実施する考えはないが、既に東京都教育委員会の検査事前説明会で検査回数の増加を要望している。また、今後、東京都に対し、検査回数、検査検体数の増加を要望する予定であることや、学校給食1食全体について、給食提供後の事後検査を継続して行う学校給食モニタリング事業についても参加を表明していることなど、記載のとおり答弁いたしました。

次に、16ページをご覧ください。久保富弘議員から、「校庭の芝生化について」と題して、第一小学校の校庭芝生化の現状認識、校庭芝生化のメリット・デメリット、年間経費と維持管理に関する補助金と支出内容、および今後の他校への普及についてに関する2回6項目の質問がありました。これに対して、初めに教育長から、16ページ中段から18ページの1行目までにありますように、それぞれ項目ごとに記載のとおり答弁いたしました。これらの教育長答弁を受けまして、2回目では18ページ上段にありますように、市長に対し、市長会等から東京都に対し補助金継続を要請すること、および第二小学校の校庭芝生化の考え方についての質問がありました。これに対し、市長から、今後時機をとらえ、市長会を通じ、東京都に対して芝生化にかかる継続的な財政支援について要望していく。また、今後の校庭の芝生化の整備のあり方について、整備後の維持管理体制などを含め、市内全校の実情等を考慮する中で、市の財政状況等を勘案しつつ、財源の確保面などにも十分留意し、教育委員会と検討していきたいと考えている旨、答弁いたしました。

次に、18ページ下段から21ページにかけてをご覧ください。高橋勝議員から、「子どもたちの通学路の見直しと安全対策強化を」と題して、通学路の現状と課題や交通事故の発生件数、歩道のある通学路の割合、スクールガード・リーダーの取組状況と安全マップの作成等に関する3回7項目にわたる質問がありました。これに対して、教育長から、交通事故防止対策の推進については、教育委員会では文部科学省および国土交通省からの通知を受け、各学校による通学路の危険箇所の抽出を実施し、その抽出結果にもとづき学校、保護者、道路管理者および青梅警察署による緊急合同点検を実施して、対策が必要な箇所の把握を本年8月末までに完了する予定であること。また、安全マップの作成については、通学路の交通事故、犯罪、危険から身を守るため、小学校では総合的な学習の時間を使い、PTAの協力を得ながら、子供たちみずから現地調査を行い、危険箇所等を調べ、地図に書き入れ作成している。各学校では、作成した安全マップをもとに毎年度、通学路の安全確認を行うとともに、安全マップを学校内に張り出し、情報の共有化を図っているほか、安全マップをもとに、さらに危険箇所マップ等を作成し、保護者等に配布していることなど、記載のとおり答弁をいたしました。

以上で、一般質問の内容につきましては終了し、続いて環境建設委員会、福祉文教委員会および市議会全員協議会の内容につきましては、各担当課長からそれぞれご報告させていただきます。

**【給食センター所長】** それでは、21ページ一番下の行をご覧ください。6月11日に開催されました環境建設委員会についてご報告申し上げます。

ページをおめくりいただきまして、環境建設委員会では、学校給食センターが関係する陳情2件について質疑がありました。

初めに、陳情24第6号「市民の為の放射能測定機（ベクレルモニター）設置に関する陳情」につきましては、学校給食センター関係について3名の委員から質疑がありました。

大勢待委員からは、学校給食用食材の検査の現状について質問があり、記載のとおり答弁いたしました。

次に、小山委員からは、放射能の新基準との関係をどのように考えているのか、以下4項目の質問があり、記載のとおり答弁いたしました。

次に、榎戸委員からは、平成23年7月20日に文部科学省が通知した「学校給食の食材の安全確保について」どのように受けとめているのかとの質問があり、記載のとおり答弁いたしました。

採決の結果、賛成少数により、不採択すべきものと決しました。

続きまして、23ページ下段をご覧ください。陳情24第7号「給食食材と青梅産食品の放射能検査に関する陳情」につきましては、小山委員から、今後魚介類への影響が考えられるが、どう対応するのか、以下3項目の質問があり、次のページ上段に記載のとおり答弁いたしました。

採決の結果、賛成少数により、不採択すべきものと決しました。

以上でございます。

**【教育指導担当主幹】** 6月11日に行われました福祉文教委員会の所管事務調査における質疑についてご報告いたします。

24ページ下段をご覧ください。調査事項は引き続き、児童・生徒の学力向上の取組についてでありました。

主な質問内容は、東京都の中で青梅市の順位は何位なのか、なぜそれを保護者・市民に公表しないのか、学力向上に向けての予算措置について問うで、約2時間、7名の委員から質問がありました。主な質疑内容につきましては、24ページ下段から28ページまで記載しております。

なお、児童・生徒の学力向上の取り組みについて、教育委員の皆様からのお考えを伺いたいというご要望がありました。

以上でございます。

**【給食センター所長】** 続きまして、28ページ下段をご覧ください。6月14日に開催されました市議会全員協議会についてご報告申し上げます。

初めに、学校給食センターが提出いたしました東京都教育委員会が行う学校給食用食材の放射性物質検査についてご報告申し上げます。この件に関しましては、3名の議員から質疑がありました。

まず、ひだ議員からは、情報の共有化により安全性の確保を図るとしているが、具体的にどう



取り組むのか、以下3項目の質問があり、29ページ上段から記載のとおり答弁いたしました。

次に、本多議員から、検査した食材の産地について、2項目の質問があり、記載のとおり答弁いたしました。

次に、30ページの中ほどをご覧ください。山本議員から、万が一50ベクレルを超えた場合、取り除いた食材への対応はどうするのか、以下2項目の質問があり、記載のとおり答弁いたしました。

以上でございます。

**【中央図書館管理課長】** 続きます、30ページ中段から32ページ最後まで、中央図書館管理課関係につきましてご報告いたします。

中央図書館管理課から、中央図書館における開館時間の前延長等についてということで、8月1カ月間、中央図書館開館時間を午前10時から30分繰り上げて午前9時半にすることと、システム更新等に伴いまして、9月27日から10月1日までの5日間全館休館することを報告いたしました。これに対しまして、山崎議員、小山議員、島田議員、本多議員の4名の議員から質問がありました。

まず、山崎議員につきましては、前延長に関し、施行時の要望、実施対象、周知につきまして3項目の質問がございました。

小山議員につきましては、前延長に関連いたしまして、利用者の評判、今後の対応、席の占有など3項目の質問がございました。

島田議員につきましては、休館に関連して、実施方法についての質問がございました。

本多議員につきましては、前延長に関連して、職員体制、実施期間の2項目の質問がございました。

答弁の内容につきましては、お示しのとおりでございます。

以上でございます。

**【委員長】** 説明は終わりました。ただいまの説明に対し、何かご質問、ご意見等ございますか。

**【委員】** 福祉文教委員会での学力の向上の問題について、継続調査ということになっていますけれども、過去に、最近の例でいいんですけれども、本市において学力の問題について福祉文教委員会で継続調査等のことがあったかどうか、それを参考に教えていただけるとありがたいと思います。

**【教育指導担当主幹】** 今現在、そのデータがないものですから、調べさせていただきたいと思えます。

**【委員】** 19ページの高橋勝議員の質問に対する答弁の中で、通学路の緊急合同点検を行って、それを8月末までに完了する予定であるというふうになってはいますが、これは結果がまとまり次第、すぐに知らせていただけるものなのでしょうか。

**【総務課長】** この緊急合同点検は、全国の小学校一斉でございます。段階に応じて、8月いっぱいまでに抽出して、必要な点検箇所を出すということですが、その後の順序につきまし

ては、決まっはいるんですが、対策に時間が必要なものも当然ございます。抽出につきましては早い段階で終わりますけれども、その後の対策に時間がかかりますので、9月過ぎぐらいのこの委員会の場では、どういうところがあったかということはお示しできるはずでございます。

【委員】 最終的にはその対策が必要ではあるんですが、まずどこが危なかったかというのを、学校とか、あるいは親御さんとか子供たちにまず認識してもらおうということも必要かなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

【総務課長】 緊急合同点検は、学校、PTA、教育委員会、道路管理者、警察、すべてを含めて行います。より多くの目で、危険な箇所の点検を行うということで実施いたします。また、子供たちの目で見るということは、ふだんの活動の中で、危険箇所マップ等をつくっておりますので、それは実践されているところでございます。

【委員長】 よろしいですか。それでは報告として承ったということにさせていただきます。

---

## 2 青梅市立学校施設非構造部材耐震化の点検結果について(施設課)

【委員長】 次に、報告事項2、青梅市立学校施設非構造部材耐震化の点検結果について、説明をお願いいたします。

【施設課長】 それでは、報告資料2、青梅市立学校施設非構造部材耐震化の点検結果についてをご覧ください。

初めに、この点検の経過であります。平成23年9月の市議会定例会の一般質問で、鴻井議員から、学校施設の防災機能評価の観点から、学校施設の安全性確保について、天井材や照明器具などの落下対策の現状と今後の対応について問うとの質問があり、教育長から、文部科学省からの通知の「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック」に添付されている学校用点検チェックリストを活用し、教育委員会の技術職員が学校の協力を得ながら、23年度末までに実施する予定であると答弁いたしました。この実施結果につきまして、本日、要約版でご説明をさせていただきます。

1の点検内容の(1)点検実施基準につきましては、点検の実施に当たり、施設課職員が学校用点検チェックリストを使用して点検するのは、報告書を作成する上で、点検場所や各部位、場所などがわかりにくく、説明もしにくいことなどから、独自の方法で実施することにいたしました。点検内容は、学校用点検チェックリストの全項目を実施するといたしまして、その際、場所を限なく写真撮影して、見てわかりやすいように写真状に近いチェックリストとして作成することにいたしました。現況写真は、最初のページの下段にございます写真以降のとおりでございます。参考といたしまして、最後のページに学校用点検チェックリストを添付しましたので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

次に、(2)点検実施対象校および期間につきまして、1ページをご覧ください。点検は施設課の建築職員を初め、社会資本創出事業で耐震化支援委託をいたしました建築士2名を含め、専門家により点検を実施いたしました。工程表につきましては、資料の4ページに折り込んでござ

いますA3の工程表をご覧ください。この工程表に記載のとおり、点検は平成23年11月から24年3月まで、2班で、東小・中学校を除く小・中学校26校で実施いたしました。この点検表、上の段と下の段、色分けされているのが2班ということでございます。点検終了後は、小・中学校26校個別の点検結果を整理し、各学校別の報告書は約200ページ程度のリストとなりました。その後、平成24年5月に教育長に、6月18日に理事者に要約版で報告をいたしました。

次に、1ページの下段、2の点検結果について(1)点検結果の総括をご覧ください。点検の内容につきましては、1ページから3ページの写真につきまして順次ご説明をさせていただきます。

下段の写真は、家具の転倒防止対策の点検で、書架・スチール棚は転倒防止対策として壁に固定するなどの対策がしてありません。また、スチール棚は上下2段の棚同士が固定されておられません。ガラスにも地震の対策が施されておられません。このように、ほとんどの学校で未対策の状況が判明いたしました。

次に、2ページ目をご覧ください。上段の写真でございますが、教室と廊下の壁の上にあります通気や明り取りの欄間ですが、地震の際、この欄間建具は落下する危険性があることがわかりました。対策として、窓枠に落下を防止する板などを取り付ける必要があることが判明いたしました。

次に、中段の照明器具の写真ですが、器具が天井から吊り下げられており、落下する危険性があります。落下しますと、器具は電線でぶら下がる状態となり、地震の振幅により大きく振られます。対策は、右の絵のように振れ止めで補強する必要があります。この点検は目視によるもので、天井裏の取付け状態の確認はしておりませんが、点検の結果、多くの学校の2階から3階の教室に多く見られ、今後の点検が必要になってくると考えております。ただし、1階や2階で照明改修工事を行った学校では、天井に照明器具が直接取り付けられており、天井奥のコンクリートにも固定されておりますので、安全です。

次に、下段の時計・スピーカーの転落防止対策の写真であります。教室の時計・スピーカーは壁にかけてあるだけで、転落防止対策につきましてはほとんどの学校で対策をしておりません。今後、壁に固定する必要があることがわかりました。

次のページの外壁写真をご覧ください。第五小学校の校舎外壁の仕上げモルタルの剥離の写真でございます。外壁等のコンクリート類は、点検器具を使用して、叩いて音を聞き判断いたしました。その結果、緊急性のありました第五小学校など数校で緊急対策工事を行い、安全を確保したところでございます。

次に、3の今後の対応についてであります。 (1)では、この結果を、個別に学校を訪問し、個々の現状について点検リストの説明を行います。また、(2)のアの項目については、下段にございますが、さほど難しくない作業ですので、可能な限り学校で対策を実施することが必要であると考えております。

次のページをご覧ください。上段の米印にありますように、今後の学校における対策の実施につきましても、施設課が協力をして進めたいと考えております。

最後に、イ、次年度以降の点検についてであります。次回からの点検実施につきましても、施設課で行いました点検リストを手本として、各学校で文部科学省発行の「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック」に添付されております「学校用点検チェックリスト（様式1）」にございます日常点検・定期点検の実施を行い、常に現状を把握し対応することが必要であると考えております。また、緊急性など、工事が必要な部分につきましても、市長部局とも相談し、予算計上を図ることとしております。

説明は以上でございます。

**【委員長】** 説明は終わりました。ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見等ございますか。

**【委員】** 本当にありがとうございます。わかっていてもなかなか学校でもできないという状況があるのかなと思うんですけども、こうやってきちっと目安を示していただいたのはとってもよかったなと思っています。

昔からよく、大きな地震のときにはテレビが教室中を飛び回るという話を先輩からも聞かされていて、テレビ一つただけでもすごい凶器になるんだなと思ったことがありましたので、テレビのことについてもきちっと取り組んでいて、よかったなと思います。

もう一つ、3ページにあります外壁が、外から見えない部分なかなか難しい状況で、今は一応点検されていますけれども、これからも継続的にやっていかないといけない状況が隠れているんじゃないかなという印象を、資料を見ながら感じました。以上、感想です。

**【委員】** 私も、〇〇委員と同じように、とってもいい点検をしていただいて、何か安心感を少し覚えました。それとともに、学校訪問に行ったときに、ときどきお話しするんですけども、避難通路の確保ということで、特別教室、美術室あるいは図工室、音楽室の前などの廊下に、棚を置いて楽器を収納していたり、あるいは作品を置いたりしていて通路が少し狭くなっていたり、あるいは地震が起きたときにその棚が倒れてくるんじゃないかという心配をすることがあります。それから、中学校では、生徒の持っているカバンが大きいために、カバンを収納できなくて、どうしても机と机の間に置いているというような光景が見られます。それを、例えばいすの下に置くとか、そういったような指導が常にされていて、もし万が一のときには避難通路がいつも確保されているという状況を、学校の方でも点検していかなくてはいけないんじゃないかなというふうに思います。

今回のこちらの点検で、テレビのお話がありましたけれども、時計とかそういうところもあるんだなということが、ちょっとびっくりしたというか、常識なのかもしれませんけれども、そこまでやはり細かく見ていただいて、安全を確保するというところに力を注いでいただいて、ありがたいと思っています。ありがとうございます。

**【委員】** 私も感想ですが、やはり委員の皆さんと同じように、非常によい点検をしていただき

まして、ありがとうございました。すべてを対策できるのが理想ですけれども、そうじゃなくても、ここが危ないんだということを知っているか知らないかでは、いざというときの対応が全然違うんじゃないかと思imasるので、これだけでも非常に有意義だったというふうに思います。どうもありがとうございました。

**【委員長】** 長年学校で暮らしてきましたけれども、ここまで徹底して点検、そして手だてをしてこなかったなという自己反省をしております。そういう意味で、気づいた点は速やかに改善するというので、より一層徹底が図られるよう、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

それでは報告として承ったということにさせていただきます。

---

### 3 青梅市学校給食会役員の改選について(学校給食センター)

**【委員長】** 次に、報告事項3、青梅市学校給食会役員の改選について、説明をお願いいたします。

**【給食センター所長】** それでは、報告資料3、青梅市学校給食会役員の改選についてご報告させていただきます。

本報告事項は、青梅市学校給食会運営要綱の規定にもとづき、青梅市学校給食会役員の選任をしようとするものであります。

選任の内容につきましては、児童・生徒の保護者を代表する小学校・中学校のPTA連合会役員の改選に伴い、新たに小学校・中学校PTA連合会から青梅市学校給食会役員の選任をいただいたものであります。

青梅市学校給食会理事・監事名簿の右の欄の就任日に、平成24年7月6日と記載してあります3名の方を、新たに役員にご就任いただくものであります。

任期につきましては、平成24年7月6日から前任者の残任期間の平成24年8月31日までであります。

以上でございます。

**【委員長】** 説明は終わりました。ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見等ございますか。

よろしいですか。それでは報告として承ったということにさせていただきます。

---

### 4 学校給食用食材の放射性物質検査について(学校給食センター)

**【委員長】** 次に、報告事項4、学校給食用食材の放射性物質検査について、説明をお願いいたします。

**【給食センター所長】** それでは、学校給食用食材の放射性物質検査についてご報告させていただきます。

学校給食用食材の放射性物質検査につきましては、5月7日開催の第2回教育委員会定例会、

および5月28日開催の第3回教育委員会定例会におきまして、東京都教育委員会が行う学校給食用食材の放射性物質検査につきましてご報告をさせていただきましたが、予定どおり5月および6月に検査を実施いたしましたので、ご報告させていただきます。

お手元の報告資料4をご覧ください。下の方に載せてございますが、検査結果はすべて測定下限値未満でありました。この検査結果につきましては、各学校長へ通知したほか、学校給食センターが発行する献立表、給食だより、さらに広報おうめおよび学校給食センターホームページへ掲載し、公表いたしました。

なお、東京都教育委員会が発表しております検査結果の公表では、食材の産地の表示がないことから、青梅市でも同様の内容で公表してまいりましたが、今後の検査につきましては記載のように産地を表示してまいります。

続きまして、恐縮ですが、本日資料をご配付させていただきました「学校給食モニタリング事業について」をご覧くださいと思います。

学校給食センターでは、学校給食モニタリング事業への参加を希望しておりましたが、先日、事業の対象となったことから、事業の実施につきまして説明会が開催されました。事業の概要についてご説明いたします。なお、この資料の2枚目、3枚目につけてございます資料につきましては、説明会において東京都から配付された資料でございます。内容の一部に予定が含まれておりますので、取扱いにご留意くださいますようお願い申し上げます。

初めに、事業の趣旨であります。学校給食における放射性物質の有無や量について把握するため、学校給食1食全体について事後検査を行うものであり、国が都道府県に委託して実施するものでございます。先ほどご説明させていただきました放射性物質検査は、給食に使用する前に食材の検査をするものですが、この事業は調理後の給食1食分を丸ごと検査するものでございます。東京都では国の委託を受け事業を行うこととし、東京都から以下のような事業計画が示されました。

事業の実施期間につきましては、平成24年6月18日から平成25年3月22日までであります。

事業への参加団体は、この事業への参加を希望いたしました青梅市を含む7市町でございます。上記の期間内に、1市町当たり2カ月程度継続して検査を行うものであります。

検査方法につきましては、毎日給食1食分を保存し、それを1週間分まとめて、1回分として検査を行います。検査は、ゲルマニウム半導体検出器による検査とし、東京都が専門の検査機関に委託して実施いたします。なお、検査の測定下限値につきましては、現在のところ、1ベクレル/キログラム程度とする予定であるとのことでございます。

事業に要する経費につきましては、資料の2枚目、A3版の資料の右下、費用負担区分というのがありますが、経費に関しては基本的に国の委託経費によるものでございますので、参加する市の負担はないとの説明がございました。

次に、青梅市の対応でございますが、実施の期間につきましては、3枚目に検査スケジュール

がございますが、こちらにありますとおり、第2クールに当たります9月3日から11月2日までの9週間が示されています。学校給食センターでは、この期間の実施に支障がないことから、示された期間につきまして了承をしております。

最初のページにお戻りいただきまして、次に実施方法につきましては、藤橋調理場で調理した給食を、東京都の指定する検査機関に依頼して検査をいたしますが、検体につきましては宅急便で検査機関に送付いたします。実施期間が9週間ございますので、9回依頼することになります。

結果の公表につきましては、青梅市が依頼した部分の検査結果は、青梅市の学校給食センターのホームページ等により公表いたします。東京都では、学校給食モニタリング事業に参加しましたすべての検査結果につきまして、ホームページで公表するとしております。

以上でございます。

**【委員長】** 説明は終わりました。ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見等ございますか。

よろしいですか。それでは報告として承ったということにさせていただきます。

---

## 5 諸報告

### (1) 委員会等会議録

ア 青梅市立学校給食センター運営審議会会議録(学校給食センター)

イ 青梅市社会教育委員会会議録(社会教育課)

ウ 青梅市文化財保護審議会会議録(文化課)

### (2) 事業等の実施結果について

ア 平成24年度学校基本調査結果について(総務課)

**【委員長】** 次に、報告事項5、諸報告ですが、あらかじめ各委員には、事前に目を通していただいておりますので、何かご質問、ご意見等がございましたらお願いいたします。

**【委員】** 内容ではないんですけども、文化財保護審議会の会議録には出席委員、欠席委員、事務局、全部フルネームで入っているんですけども、あとの社会教育委員会議、それから学校給食センター運営審議会会議録には入っていないんです。これは、それぞれ会の成り立ちとか歴史とかいろいろ違いはあるんでしょうけれども、何か三つをたまたま並べて見ていたときに、性格が違うのかなということを感じてしまったものですから。揃える必要があるのなら揃えた方がいい、このままでよければこのままでいいと思うんですけども、ちょっと不思議だなというような感想を持ったので、発言させていただきました。

**【教育部長】** ご指摘ありがとうございます。ただいまご指摘いただいた点につきましては、事務局の方で調整をさせていただきたいというふうに思います。よろしくお願いたします。

**【委員長】** 報告事項は以上で終了いたします。

---

## 日程第4 協議事項

### 1 青梅市特別支援学級就学奨励費給与要綱の一部改正について(総務課)

【委員長】 次に協議事項に移ります。協議事項1を議題といたします。青梅市特別支援学級就学奨励費給与要綱の一部改正について、説明をお願いいたします。

【総務課長】 それでは、お手元の協議資料1によりまして、青梅市特別支援学級就学奨励費給与要綱の一部改正についてご説明させていただきます。

初めに、この要綱の目的は、特別支援学級へ通学している児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減し、特別支援教育の就学奨励を図ることとございます。

今回の改正の内容および理由でございますが、協議資料1の2ページ目をご覧くださいと存じます。表の左半分が改正後の内容でございます。赤文字の部分が今回の改正内容の中心となる部分であり、新たに加えようとするものであります。

その内容についてでございますが、改正後の要綱では、アの生活保護法による保護を受けている者、およびイの青梅市就学援助に関する規則による就学援助費の支給を受けている者は、この要綱での給与の対象としないこととするものであります。この理由でございますが、生活保護法による保護を受けている者、および就学援助費の支給を受けている者は、この要綱によらなくとも生活保護法および青梅市就学の援助に関する規則により給食費、学用品費、校外活動費、修学旅行費などが、実費または補助対象限度額まで支給されるためであります。今回の改正では、生活保護法および青梅市就学援助に関する規則の適用を受けている場合は、それを優先することを明確にし、この要綱での給与の対象とはしないこととするものであります。

また、あわせまして、文言の整理等、所要の規定の整備を行おうとするものであります。

なお、適用は平成24年4月1日からとするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご協議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

【委員長】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見等ございますか。

よろしいですか。協議事項ですのでお諮りいたします。

本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、青梅市特別支援学級就学奨励費給与要綱の一部改正について、は承認されました。

---

## 日程第5 議案審議

### 議案第6号 青梅市立学校給食センター運営審議会委員の委嘱について

【委員長】 次に、議案審議を行います。議案第6号を議題といたします。青梅市立学校給食センター運営審議会委員の委嘱について、説明をお願いいたします。

【給食センター所長】 それでは、議案第6号 青梅市立学校給食センター運営審議会委員の委嘱についてご説明をさせていただきます。

本議案は、青梅市立学校給食センター条例第3条の運営審議会の規定にもとづき、青梅市立学



校給食センター運営審議会委員を委嘱しようとするものであります。

委嘱の内容は、児童・生徒の保護者を代表する小学校・中学校PTA連合会役員の改選に伴い、新たに小学校・中学校PTA連合会から選出いただきました、表に記載の2名の方に青梅市立学校給食センター運営審議会委員を委嘱しようとするものであります。

1枚おめくりいただきまして、平成24年度青梅市立学校給食センター運営審議会委員名簿をご覧ください。左側に記載の委員のうち、本日をもって辞任いたします2名の委員にかわりまして右側に記載の2名の方を新たに委嘱しようとするものでございます。

恐れ入りますが、前のページにお戻りいただきまして、任期につきましては、平成24年7月6日から前任者の残任期間であります平成25年8月31日までであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

**【委員長】** 説明は終わりました。ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見等ございますか。

よろしいですか。それでは、これより採決いたします。

本件を原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**【委員長】** 異議なしと認めます。よって、議案第6号青梅市立学校給食センター運営審議会委員の委嘱について、は原案どおり可決されました。

---

### **議案第7号 青梅市放課後子ども教室推進事業運営委員の委嘱について**

**【委員長】** 次に、議案第7号を議題といたします。青梅市放課後子ども教室推進事業運営委員の委嘱について、説明をお願いいたします。

**【社会教育課長】** 議案第7号青梅市放課後子ども教室推進事業運営委員の委嘱について説明いたします。

本議案は、青梅市放課後子ども教室推進事業運営委員会設置要綱にもとづきまして委嘱をしようとするものであります。

委嘱の内容でございますが、小学校長の異動に伴う改選、自治会連合会を代表する役員の改選、そして小学校PTA連合会の役員の改選に伴うものでありまして、議案第7号の表中の3名に、青梅市放課後子ども教室推進事業運営委員を委嘱しようとするものであります。

なお、この3名の方につきましては、各団体から推薦・選出をいただいているところでございます。

任期につきましては、平成25年3月31日まで、前任者の残任期間までを補充しようとするものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

**【委員長】** 説明は終わりました。ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見等ございますか。

か。

よろしいですか。それでは、これより採決いたします。

本件を原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**【委員長】** 異議なしと認めます。よって、議案第7号青梅市放課後子ども教室推進事業運営委員の委嘱について、は原案どおり可決されました。

---

### **議案第8号 青梅市民会館運営審議会委員の委嘱について**

**【委員長】** 次に、議案第8号を議題といたします。青梅市民会館運営審議会委員の委嘱について、説明をお願いいたします。

**【文化課長】** それでは、議案第8号青梅市民会館運営審議会委員の委嘱につきましてご説明申し上げます。

本議案は、青梅市民会館条例第19条の規定にもとづき、青梅市民会館運営審議会委員を委嘱しようとするものでございます。

内容でございますが、学校長の職にある者2名、社会教育関係団体等の役員2名の退任に伴い、所属団体から推薦いただきました。議案第8号に記載の4名の方を委嘱しようとするものでございます。

1ページおめくりいただきまして、青梅市民会館運営審議会委員名簿をご覧ください。現任の方、そして新たに改選によりまして委嘱しようとする方のお名前が記載されてございます。

なお、1ページにお戻りいただきまして、任期につきましては、平成24年7月6日から前任者の残任期間であります平成25年11月17日まででございます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

**【委員長】** 説明は終わりました。ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見等ございませんか。

よろしいですか。それでは、これより採決いたします。

本件を原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**【委員長】** 異議なしと認めます。よって、議案第8号青梅市民会館運営審議会委員の委嘱について、は原案どおり可決されました。

---

### **議案第9号 青梅市図書館運営協議会委員の委嘱について**

**【委員長】** 次に、議案第9号を議題といたします。青梅市図書館運営協議会委員の委嘱について、説明をお願いいたします。

**【中央図書館管理課長】** それでは、議案第9号青梅市図書館運営協議会委員会の委嘱につきましてご説明させていただきます。

本議案は、青梅市図書館条例第17条の規定にもとづき、社会教育関係者として、青梅市小学校PTA連合会から1名の委員が選出されておりますが、ここで退任されました。それに伴いまして、記載の青梅市小学校PTA連合会理事・青梅市立第四小学校PTA会長の木崎誠道氏が新たに青梅市小学校PTA連合会から推薦されましたので、青梅市図書館運営協議会委員として委嘱するものであります。

任期につきましては、委員の残任期間といたしまして、平成24年7月6日から平成25年9月30日までとするものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

**【委員長】** 説明は終わりました。ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見等ございますか。

よろしいですか。それでは、これより採決いたします。

本件を原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**【委員長】** 異議なしと認めます。よって、議案第9号青梅市図書館運営協議会委員の委嘱について、は原案どおり可決されました。

---

## 日程第6 委員長閉議および閉会宣言

**【委員長】** 以上で、予定された案件についてはすべて終了いたしました。

その他何かありますか。

それでは、今後の日程について総務課長から説明をお願いいたします。

**【総務課長】** それでは、今後の日程について説明させていただきます。

初めに、7月9日(月)学校訪問がございます。当日は8時40分に教育委員会に集合いただきたいと存じます。訪問校は新町小学校でございます。

次に、7月12日(木)学校訪問でございます。9日と同様に8時40分に教育委員会にご集合いただきたいと存じます。訪問校は若草小学校でございます。

次に、7月19日(木)午後1時から、市議会福祉文教委員会への出席が予定されております。会場は、議会棟3階の第2委員会室でございますが、教育委員会へお越しいただければご案内いたします。

次に、7月26日(木)は教育長等研修会がございます。会場は東京自治会館で、往復は車を用意してございますので、午後0時20分に教育委員会に集合いただき、0時30分に出発の予定でございます。この研修会につきましては、〇〇委員の参加を賜っております。

次に、裏面に移りますが、8月2日(木)午前10時から教育委員協議会がございます。会場はこの場所を予定しておりますので、ご出席のほどよろしくお願い申し上げます。

また、引き続きまして、同日午後1時30分から教育委員会定例会がございます。あわせましてご出席のほどよろしくお願い申し上げます。

今後の日程については以上でございます。

**【委員長】** 以上で本日の日程は終了しましたので、閉会といたします。お疲れ様でした。

---

青梅市教育委員会会議規則第 29 条の規定により、ここに署名する。

青梅市教育委員会委員長

青梅市教育委員会委員